

鎮静術の適用範囲拡大に関する調査結果

（注意）

鎮静術の適用範囲拡大に関する意見は、鎮静術の適用を第 6 処置料及び第 8 手術料の各種別以外の種別に拡大することについて、本年度、226 か所の診療施設に意見を聞き（家畜診療所 99 か所、開業等診療施設 127 か所に対し「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」を実施）、まとめたものです。

【改定の考え方】

鎮静術の適用を第 6 処置料及び第 8 手術料の各種別以外の種別に拡大する。

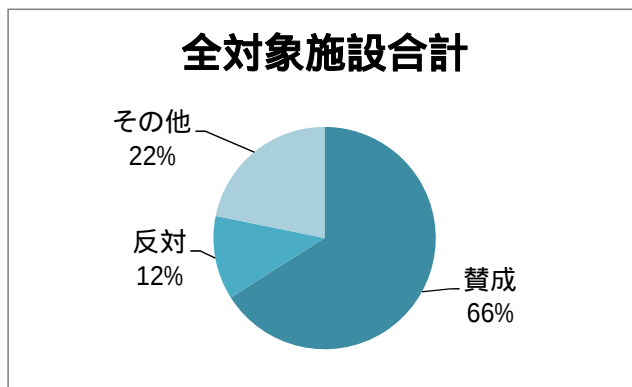
3 鎮静術の適用範囲拡大に関する調査結果

【調査事項】平成26年1月29日付け25食農審第54号食料・農業・農村政策審議会答申
「鎮静術」の適用範囲拡大の判断材料とするため、「処置料」及び「手術料」の各種別以外の種別の実施頻度等を調査すること

(1) 鎮静術の適用を第6処置料及び第8手術料の各種別以外の種別に拡大することについての賛否の割合

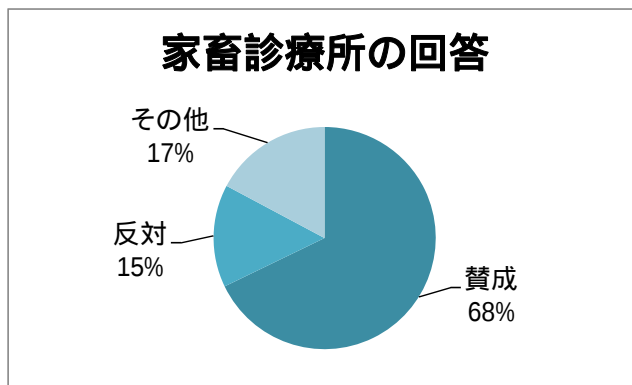
< 全対象施設合計 >

	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	103
反対	19
その他	34
合計	156



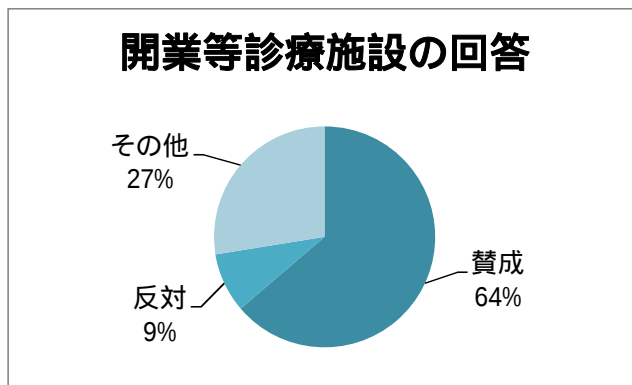
< 家畜診療所の回答 >

	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	59
反対	13
その他	15
合計	87



< 開業等診療施設の回答 >

	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	44
反対	6
その他	19
合計	69



(2) 鎮静術適用拡大希望種別

番号	種別	希望施設数	希望畜種	理由
1	再診	1	牛	騒擾著しく聴診、触診等が困難の場合。
10	乳汁簡易検査	3	牛	騒擾著しく乳汁採取が困難の場合。特に肉用種は危険。
			牛	乳頭損傷を伴う場合、危険を伴うので。
			牛	初産牛では乳房に触らせたくないような牛もいる。(過去)
24	直腸検査	5	牛	騒擾著しく直腸検査が困難の場合。
			牛	黒毛和種で著しく過敏なため後部に立つ事が危険であるため。
			牛／馬	直腸検査においても騒擾な家畜の場合、偶発的な事故を防止する目的が必要である。
			馬	鼻捻子保定だけでは、十分な鎮静鎮痛効果が得られないことがあり、検査時に危険を伴うことが多い。
			馬(軽種)	気性が荒いため危険。
25	穿刺検査	28	全畜種	検査が重度の疼痛を伴い危険であるから。
			全畜種	検査に痛みを伴うため。
			全畜種	動物にとって痛みや苦痛を伴う場合、あるいはこれにより偶発的な事故を防止する目的が必要である。
			全畜種	穿刺時の疼痛緩和。
			全畜種	痛みを伴い、身体を動かし危険。
			全畜種	疼痛を伴う穿刺検査はストレス負荷が大きい。
			全畜種	検査の種類において鎮静が必要である場合も考えられる。
			全畜種	検査実施時、狭小な領域を確実に穿刺する必要がある、患者の鎮静が必要と思われる。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患者の不動を必要とするため。
			全畜種	検査のためには鎮静が必要である。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患者の不動を必要とするため。
			全畜種	危険を伴う場合が多い。
			全畜種	採取材料の部位によっては、危険を伴う。
			全畜種	穿刺時に暴れることを防ぎ、安全に実施するため。
			全畜種	暴れる動物に対し、獣医師及びその動物の危険を回避するため。
			全畜種	体動のある状態での処置は困難である。
			牛	穿刺時の疼痛軽減のため。
			牛	心膜穿刺・関節腔穿刺・腹腔穿刺等で必要。
			牛	肢近位の関節穿刺では鎮静術が必要。また、脳脊髄液穿刺時には必要。
			牛	例えば穿刺検査、生体組織検査等をする時において異常に不安を示した牛においては、正確な材料を採取するに当たり柵場保定だけでは不十分なことが想定されるから。
			牛	患者が暴れたり、落ち着きがない等の状態だと、実施者に危害が及び、畜体が損傷する恐れがあるため。また、患部に対して正確に穿刺する必要がある。
			牛	部位によっては危険を伴うため。
			牛	狂暴牛に対する安全な検査実施のため。
			牛	牛体・畜主・獣医の安全のため。
			牛	家畜、人共に危険を伴うことが考えられる。
			牛／馬	牛馬が動くと、危険で検査できない。
			牛／馬	正確に穿刺するためには騒擾しないことが必須。
			牛／馬	生体侵襲を伴い危険な場合がある。

番号	種別	希望施設数	希望畜種	理由
26	生体組織学的検査	16	全畜種	検査が重度の疼痛を伴い危険であるから。
			全畜種	検査に痛みを伴うため。
			全畜種	動物にとって痛みや苦痛を伴う場合、あるいはこれにより偶発的な事故を防止する目的が必要である。
			全畜種	痛みを伴い、身体を動かし危険。
			全畜種	穿刺時の疼痛緩和。
			全畜種	検査の種類において鎮静が必要である場合も考えられる。
			全畜種	採取材料の部位によっては、危険を伴う。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患畜の不動を必要とするため。
			全畜種	検査実施時、狭小な領域を確実に穿刺する必要がある、患畜の鎮静が必要と思われる。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患畜の不動を必要とするため。
			全畜種	検査のためには鎮静が必要である。
			全畜種	危険を伴う場合が多い。
			全畜種	暴れる動物に対し、獣医師及びその動物の危険を回避するため。
			牛	例えば穿刺検査、生体組織検査等をする時において異常に不安を示した牛においては、正確な材料を採取するに当たり柵場保定だけでは不十分なことが想定されるから。
			牛	家畜、人共に危険を伴うことが考えられる。
			牛／馬	生体侵襲を伴い危険な場合がある。
28	胃内容液検査	1	全畜種	動物にとって痛みや苦痛を伴う場合、あるいはこれにより偶発的な事故を防止する目的が必要である。
29	レントゲン検査	37	全畜種	正確な撮影、放射線防護の観点から概ね鎮静術を行っている。
			全畜種	患畜の動作を減少し、確実な画像撮影と撮影失誤による不必要なX線照射を低減させるため。
			全畜種	対象動物の静止が撮影には絶対条件であるため、鎮静術が必要となるケースがあるため。
			全畜種	レントゲン検査撮影の成否は、被写体が静止していることが絶対の条件であり、通常の保定のみではこの条件をとらせることが非常に困難で、適切な鎮静下に置くことが必要である場合が多い。
			全畜種	鎮静下で行わないと、ほぼ不可能である。検査頻度も増え、安全と診断の精度をあげるため必要と考える。
			全畜種	検査時に体動を防ぐために必要である。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患畜の不動を必要とするため。
			全畜種	特に四肢の撮影の際は不動化のために患畜の鎮静が必要と思われる。
			全畜種	身体を動かすことにより撮影できない。
			全畜種	体動のある状態での撮影は困難である。
			全畜種	動かないようにすることが困難なため。
			全畜種	非鎮静下での撮影は、保定が著しく困難。
			全畜種	安全かつ正確な診断を行うため。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患畜の不動を必要とするため。
			全畜種	暴れる動物に対し、獣医師及びその動物の危険を回避するため。
			全畜種	骨折や関節炎等の撮影の時、横臥させて撮影することが多い。
			全畜種	検査のためには鎮静が必要である。
			全畜種	撮影には鎮静が必要。
			全畜種	レントゲン撮影にあたって、鎮静は必要なことが多いため。
			全畜種	検査の種類において鎮静が必要である場合も考えられる。
			全畜種	データ、画像の鮮明度及び作業時間の短縮が図られるため。

番号	種別	希望 施設数	希望 畜種	理由
29	レントゲン検査 (つづき)	37	牛	脚部撮影など、騒乱によりカセットの撮影箇所への密着ができず、撮影困難を生ずる。
			牛	疼痛、ストレス緩和。
			牛	静止状態が必要なため。
			牛	静止状態を保つことが困難な場合があるため。
			牛	不動化した方がよりよく検査できるので。
			牛	子牛の骨折では患畜を不動化させないと良い画像が得られないので必要。
			牛	撮影時に十分な保定を必要とするから。
			牛	撮影部位により、横臥・伏臥が必要などときがある。
			牛	第4検査料に鎮静術の範囲を広げてほしい。
			牛／馬	撮影したい部位に保定のための力を加えずに撮影したい。また、撮影実施時の人間の被爆を極力低減するために必要。
			牛／馬	撮影の性格上動いては良い検査結果が得られない。
			牛／馬	牛馬が動くと、危険で検査できない。
			牛／馬	肢の撮影を行う場合、危険なことがあるため。
			牛／馬	四肢、蹄のレントゲン検査時は危険が伴う上、患畜の不動化が必要なため。
			牛／馬	レントゲン検査時、常時ではないが、必要な場合がある。
30	心電図検査	2	全畜種	身体を動かすことによりデータが得られない。
			全畜種	データ、画像の鮮明度及び作業時間の短縮が図られるため。
31	超音波検査	12	全畜種	超音波検査においても(特に子牛の検査の場合、肢や腹腔内臓器の検査の場合)適切な鎮静下において、体動がない状態でなければ繊細な画像解析を行うことが困難である。
			全畜種	患畜の動きを安定させていないとプローブが密着しないため適正な診断ができないケースがある。暴れて機器の損傷が起きる。
			全畜種	腹腔内臓器の検査では、特に精査を必要とする場合が多いため。
			全畜種	検査部位によっては、患畜、機器、獣医師に危害および危険が伴うため。また、患畜の動作減少により正確な画像読影が可能となる。
			全畜種	安全かつ正確な診断を行うため。
			全畜種	データ、画像の鮮明度及び作業時間の短縮が図られるため。
			牛	不動化した方がよりよく検査できる場合もある。
			牛	胸部検査(心臓等)体動を避けたい場合。
			牛	子牛の遺残臍帯炎における腹部エコー検査時に、臍動脈炎、臍静脈炎、尿膜管疾患などの病態を正確に把握するためには患畜の鎮静が必要。
			牛	牛を横臥、仰臥で検査するとき必要だから。
			牛／馬	牛馬が動くと、危険で検査できない。(直腸内エコーは鎮静術不要)
			馬	鼻捻子保定だけでは、十分な鎮静鎮痛効果が得られないことがあり、検査時に危険を伴うことが多い。
35	蹄病検査	17	全畜種	挙肢により暴れる。
			全畜種	嫌がり肢をふり検査できない。危険。
			牛	個体により挙肢に危険が伴うため。
			牛	蹄の検査時に牛に蹴られる危険があり、獣医師の危険防止のため。
			牛	狂暴牛に対する安全な検査実施のため。
			牛	検査時の危険回避のため。
			牛	牛体・畜主・獣医の安全のため。
			牛	騒擾著しい患畜で柵場を使用して保定ができない場合。
			牛	患畜が騒擾し検査が困難な場合があり安全のため。
			牛	蹄低を目視確認する時の危険回避のため。
			牛	無保定での挙肢、目視かつ削蹄が安全かつ適確に行えるため。

番号	種別	希望 施設数	希望 畜種	理由
35	蹄病検査 (つづき)	17	牛	蹄病検査のためには、肢および蹄部を挙上する必要がある、固定枠が無かったり、広い場所が無かった場合、繋ぎ場での挙上が必至となり騒乱する牛もいるため、沈静が必要である。
			牛	大型肥育牛において挙肢が困難な場合に使用した。
			牛／馬	保定枠が無い場合が多く鎮静下でないと術者、患畜ともに危険な場合があるため（蹄病処置では鎮静術は併用できるが検査のみの場合もある）。
			牛／馬	実施手技は処置、手術と同等。騒擾した場合、危険。
			牛／馬	気性の荒い牛や馬の検査を行う際、保定が困難な場合があるため。
			牛／馬	神経質な患畜の場合、危険を伴う。
36	内視鏡検査	14	全畜種	検査の種類において鎮静が必要である場合も考えられる。
			全畜種	安全かつ正確な診断を行うため。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患畜の不動を必要とするため。
			全畜種	超音波診断機器同様、動くことにより診断がしにくい。機器の損傷の恐れ。
			全畜種	検査のためには鎮静が必要である。
			全畜種	検査の際は不動化のために患畜の鎮静が必要と思われる。
			全畜種	検査を正確かつ安全に行うにあたり、鎮静術による患畜の不動を必要とするため。
			全畜種	検査時に暴れることを防ぎ、安全に実施するため。
			全畜種	安価な工業用内視鏡でも、事例次第では適用が可能であり、今後の安価良質機具開発に伴う実施普及簡便化のためにも、同検査点数外(実施の自由がある)の鎮静術は必要と思われます。
			全畜種	身体を動かすことにより患畜を損傷する可能性がある。
			牛	中内耳の検査時に暴れる、ストレス緩和。
			牛	腹腔内検査や関節腔内検査を実施する場合
			牛／馬	牛馬が動くと、危険で検査できない。
39	筋肉内注射	1	牛	体表の血腫、膿瘍等の検査のために穿刺を行った場合について、膿瘍・血腫の穿刺は疼痛を伴うため、鎮静をする必要がある。
			馬	鼻捻子保定だけでは、十分な鎮静鎮痛効果が得られないことがあり、検査時に危険を伴うことが多い。
40	静脈内注射	4	全畜種	治療時の家畜に対し、如何に人へのストレス連想を回避させるようスマートに作業を進められるかは、予想以上の経済効果があると思われ、同時に作業人へのリスク対策は、あらゆる産業支援に必須となるため。
			牛	興奮状態にある、もしくは過敏であるために保定、輸液が行えないことがまれにあるため。
			牛	患畜が暴れたり、落ち着きがない等の状態だと、実施者に危害が及び、畜体が損傷する恐れがあるため。
			牛／馬	用法が静脈内注射に限定されている医薬品の場合、十分な保定をしているにも係らず、患畜が狂暴であるため静脈内注射が不可能となる事例、薬剤が静脈外へ洩れ静脈炎を発症する事例、また、注射行為者に危害が及ぶ事例も想定されるため。
41	点滴注射	1	牛	患畜が暴れたり、落ち着きがない等の状態だと、実施者に危害が及び、畜体を損傷する恐れがあるため。また、静脈内に正確に注射針を刺す必要があるため。
42	関節腔内注射	7	全畜種	注射時に暴れることを防ぎ、安全に実施するため。
			全畜種	体動のある状態での処置は困難である。
			全畜種	家畜の高度発育改良の進展により、関節面・腔内疾病の散発が予測されるため、実施有無の自由度も含め、適用が望まれます。
			牛	体動を避ける目的のため。
			牛	関節腔内注射の種別を適用した関節腔内洗浄は、鎮静術が必要なため。
			牛／馬	鎮静下でないと衛生的かつ正確に関節腔内に注射できないため。
			馬	疼痛による動揺を抑制する目的。関節洗浄も同時に実施することも多い。
47	投薬	1	牛	分娩後母牛が狂騒し子牛が授乳困難のため、鎮静剤を投与し初乳を絞り、子牛に経鼻投与した場合に鎮痛術分を増点して欲しい。

番号	種別	希望 施設数	希望 畜種	理由
	第4検査料	2	全畜種	疼痛などにより騒擾が激しい場合の検査に必要。
			全畜種	採血、検査に対し興奮して正確な結果を得られない場合があるので、獣医師、対象家畜、保定者の安全を守り、正確、確実に検査を行うために必要。また、穿刺検査のように激痛を伴う検査には必要だと思われる。
	第5注射料	2	全畜種	注射に対し、極端に過敏に反応して狂騒する家畜は存在する。獣医師、対象家畜、保定者の安全を守り、確実に注射を行うために必要。また、関節腔内注射のように激痛を伴う注射にも必要だと思われる。
			全畜種	危険を伴うことが多々ある。
	全て	3	全畜種	痛みを伴う処置においては、すべてに適用すべきであります。最近、注目されている動物福祉の関係からも早めの適応範囲を上げた方が良いと思います。
			牛	牛が神経質な場合、診察中に襲われたり暴れてけがをする場合がある(特に肉牛、当県では鼻環を装着していない牛が多い)。
			馬	鎮静をかけないと、直腸検査等診察ができない場合がある。
	分娩後の母牛	4	牛	母牛が産後興奮して子牛に攻撃、子牛および人への攻撃回避するため単独での適用を希望する。
			牛	産後、母牛が興奮して、子牛が哺乳すると、蹴ったり、突いたりして、子牛を危険にすることがよくある。
			牛	分娩後、親牛の狂騒で子牛に哺乳させたい時の鎮静。
			牛	特に分娩直後等母牛が狂騒の状態にある時に必要。

(3) 鎮静術実施頻度調査

第 6 処置料及び第 8 手術料以外の各種別で鎮静術が必要であると希望があった種別について、平成 2 8 年 6 月及び 7 月期の病傷事故（平成 2 8 年 6 月 1 日以降に初診、同年 7 月 3 1 日までに転帰となったもの。）について実施回数とその際に鎮静を実施した回数を調査したものである。

種別： 9 採血

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
1	8	0	0.0%

種別： 3 6 内視鏡検査

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
2	15	5	33.3%

種別： 1 0 乳汁簡易検査

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
2	397	0	0.0%

種別： 4 0 静脈内注射

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
1	20	0	0.0%

種別： 1 1 乳汁ケトン体検査

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
1	114	0	0.0%

種別： 4 0 静脈内注射

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
2	729	2	0.3%

種別： 2 4 直腸検査

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
4	174	17	9.8%

種別： 4 2 関節腔内注射

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
3	17	5	29.4%

種別： 3 5 蹄病検査

施設数	実施回数	うち鎮静術 実施回数	割合
2	5	1	20.0%

(4) 鎮静術の適用を第6処置料及び第8手術料の各種別以外の種別に拡大することへの意見等

①賛成の理由

理由
1) 家畜の苦痛を和らげ、異常な興奮を防ぐため。 2) 家畜の鎮静により的確な検査と採材が可能となるため。 3) 家畜および人（獣医師を含む）の不慮の事故防止のため。
施術者及び補助者の安全、作業時間の短縮、アニマルウェルフェアへの配慮の観点から、鎮静術は積極的に施術すべきである。
獣医師が安全かつ適正に診断するために必要と認められる種別については給付してほしい。
臨床獣医師や農場人の怪我のリスク管理として、アニマルウェルフェアに適った家畜の治療時ストレス緩和として、今後は規定に係らず、現場獣医師の判断と記載理由により、広範な適応が望まれます。
診療時に患畜が興奮していたり、攻撃的になっている場合には、診療点数表の科、種別等に関係なく、獣医師の裁量で事故、怪我等の防止の観点から鎮静剤を使えるようにしたほうが良いのではないかと考えます。
意思の疎通ができない動物の診療においては相手側に診察内容を説明できないため、獣医師が危険と判断した場合は、第6処置料及び第8手術料に限らず診療行為全般に鎮静術が必要な場面があると思われるから。
鎮静術についてはその後の処置等もあり薬の使用によっては点数ではカバーできない場合も多いのでその種別を拡大してほしい。
獣医が鎮静が必要だと思われるものについては、すべて適用してほしい。農家が高齢になり、保定ができない時や畜主も獣医師も怪我をする恐れがある。
安全確保のための鎮静処置は、処置・手術に限らず全ての行為を対象にするべきと考える。
正確な検査結果を得るために鎮静術が必要な場合はいろいろあると考えられる。検査の種別ごとに細かく規定することは、病傷の請求が煩雑になるので、適応の範囲に[第4検査料]を追加する方が良い。
[第4検査料]の中にも鎮静術の適用が必要なものがあると考える。
牛馬が動くと、危険で検査できないため、すべての検査時、必要な場合は鎮静術を適用できる様にして欲しい。
検査においても、動物ならびに術者の安全を考慮し必要と思われる。
各種検査にて牛/馬/豚が狂騒すると患畜のみならず施術者も危険であり、良い検査結果が得られない可能性がある。
検査等において、患畜が著しく騒擾し、検査及び材料の採取が困難な場合に限り、鎮静術の適用を認めるべきと考える。
診断にかかる検査上、患畜を鎮静することで適正な診断が可能となる。患畜が暴れたことによる診断機器の損傷が危惧される。
[第4検査料]においても精細な検査のために不動化が必要であったり、騒擾な動物による偶発的な事故を防止する目的においても必要であると考える。
レントゲン検査以外にも超音波検査、穿刺検査などの第4検査料、あるいは関節腔内注射などの第5注射料の場合においても施術者の安全と施術の正確性を考慮すると鎮静術を行う必要がある場合もあるので、これらの種別においても適用を拡大した方が良いと思われる。
患畜が著しく狂騒した状態で診療を行うと、実施者に危害が及び、畜体が損傷する恐れがあるため、第4検査料、第5注射料にも、著しく狂騒し、実施が困難な場合に限り適用できるようにすべきと考える。
超音波検査、内視鏡検査、各種穿刺、硬膜外麻酔等患畜の安静を必要とする検査や薬剤投与には鎮静術が必要と思われる。

理由
超音波検査において臍部や腹部の検査時、後肢を著しく挙肢し獣医師や超音波機器、患畜に危険及び危害が加わることが予測される実例がある。また、レントゲン検査においても後肢の撮影時などで同様なことが考えられる。画像診断は対象畜が静止状態を保つことにより、正確な撮影および機器の操作が可能となる。それが患畜の診断精度の向上につながり、ひいては生産者の利益に寄与すると考えられる。 以上から、鎮静術の種別拡大には賛成である。
穿刺検査及び生体組織学的検査においては正確かつ安全な採材をするうえで、鎮静術による患畜の不動が必要である。また、レントゲン検査及び内視鏡検査においては鮮明な画像を安全に撮影するため、鎮静術による患畜の不動が必要である。よって、鎮静術の適用を第4検査料の拡大することについて賛成である。
穿刺検査及び生体組織学的検査においては正確かつ安全な採材をするうえで、鎮静術による患畜の不動が必要である。また、レントゲン検査及び内視鏡検査においては鮮明な画像を安全に撮影するため、鎮静術による患畜の不動が必要である。よって、鎮静術の適用を第4検査料の拡大することについて賛成である。
第4検査料の29（レントゲン検査）、31（超音波検査）、36（内視鏡検査）において、家畜が暴れる場合や検査部位により安全かつ正確な診断を行うために鎮静術が必要な症例があるため。
レントゲン検査、超音波検査および内視鏡検査、さらには関節腔内注射などに鎮静させる必要がある場合に適用を望む。
馬の場合、各種検査時（レントゲン検査、超音波検査、内視鏡検査等）に鎮静薬の使用頻度は高く家畜の安全、施用側の安心のためにも必須である。
第4検査料において、鎮静化した方がよりよく検査できる項目があるので（レントゲンエコー等）。家畜、畜主、獣医師が安全に作業を進めるために必要性を感じている方がいれば、範囲拡大に賛成です。
超音波検査、レントゲン検査などの検査時にも鎮静を必要とするから。
レントゲン検査、超音波検査等、鎮静が必要と思われる。
[第4検査料]に関しても、レントゲン検査については必要性が高いため。
検査の際に患畜をおとなしくさせることは重要と思います。レントゲン撮影は特に痛い場所を触るので、患畜が動きやすいので鎮静は必要と考えます。
四肢、蹄のレントゲン検査時は危険が伴う上、患畜の不動化が必要なため。
適正な検査をするために沈静を必要とする場合がある。また、X線撮影を沈静した状態で実施できると、保定者の被爆を軽減できる。
レントゲン検査：静立している牛ばかりではなく、暴れる牛が圧倒的に多く、鎮静は必要であり、撮影者および高額な機器の破損を免れるのにも必要と考えられ、加えて、機器の破損による術者の過剰被爆の防止にもつながる。 蹄病検査：痛がる肢を挙上し、なおかつ痛がる部位を検査するためには、挙上するだけではなく、挙上した患肢の保定が大切でありそのためにはかなりの労力が要求され、検査までの準備作業が最重要かつ最重労働であり、被検牛はもとより、術者および保定の補助に当たる畜主の事故防止のためにも鎮静は必要であり、検査とはいえ、患肢の挙上のための労力は蹄病手術の時と変わりはない。
穿刺検査・生体組織学検査を正確、安全に実施するために、鎮静術が必要なときがある。
処置をする際、危険を伴うことが多々ある。特に穿刺、注射等の針を使用する場合。
疼痛などにより騒擾が激しい場合の検査に必要。
患畜のストレス軽減および人畜両方のケガを防ぐために、疼痛を伴う可能性のある検査については鎮静術を拡大するべき。
疼痛を伴う様な検査は、対象家畜が激しく動いたり、ときには暴れてしまい正確な検査が困難な場合があるため必要だと思う。それに加えて、獣医師の安全確保と家畜の苦痛の緩和も重要だと思う。
各種検査を実施する場合でも、家畜の騒擾により獣医師、家畜双方が危険にさらされる可能性があり、検査の正確性を期する意味でも必要と考えます。

理由
各種検査を行う場合（第4検査料の中で）牛が暴れる可能性があるもの、実際に暴れる時などはそれによる牛体、畜主や獣医の怪我を防ぐためにも、必要であれば鎮静をかけるべきだと思うので適用できれば良い。
各種検査時に家畜が暴れることを防ぎ、安全確実に治療等を実施するため。
獣医師及び家畜管理者及び患者の安全面を考慮して検査時にも鎮静術適用を要望します。
牛にとっても、獣医にとっても検査を安全に実施するために必要。
検査のために鎮静をかけざるを得ない場合がある。
動物が暴れる可能性があるため、検査の種類において鎮静が必要である場合も考えられる。
危険性の高い検査にも鎮静術が必要と考えるため。
適用例は少ないと思われるが、安全な検査実施のためには必要と思われる。
牛の価格が高騰している中で、検査を行う際に、事故を防ぐために鎮静が必要なときがある。
暴れたりする牛については検査処置ができず、当該牛及び獣医師にも怪我をする恐れがあるため。
診察・処置時に、牛が暴れたり蹴ったりして危ない場面があったり、正確な診断・処置ができないこともあるため。
獣医師自身が安全で的確に疾病を診断するために必要であれば鎮静処置は必要である。
獣医師が、患者に接するとき危険とを感じる場面で、安全に処置等を行うために必要と考えた場合（獣医師・患者両方が安全に処理等する場合）。
その家畜の治療に対して、その家畜および畜主、獣医師が安全に治療を行なえると思えるから。
体動のある状態での撮影及び処置は困難である。
安全に治療（検査等）を行うためには必要な場合がある。
患者を鎮静させることで施術が容易に行える。
適切に安全に処置ならびに手術を行うために必要であれば、拡大も必要である。
動物を鎮静することにより作業がしやすくなり、また、獣医師に対する事故防止になるから。
実際、労働災害があり危険な動物を診察する場合は必要なので種別拡大に賛成します。
特に今まで必要と思った具体的な事例はないが、興奮している家畜に鎮静術の適用がないことを理由に鎮静を行わず、家畜及び獣医師に危険が及ぶことも考えられるため。
安全に診療業務を行うためには、鎮静術は、必要だと思います。今まで処置、手術で鎮静術を使ってもカルテに記入する事は、ありませんでした。何故なら、ほとんどは、カルテ審査にて削除されるので、記入しておりません。
危険が伴うことがあれば、鎮静が行えれば安心して仕事ができる。
獣医師の安全を守るためにも、鎮静術が必要と思われる。
家畜、人共に危険を伴うことが考えられる。
安易に拡大すべきではないが、鎮静により治療のための精度が上がり、行為者の危険が低減されるのであれば危険度、難易度が高い種別には適用を要望します。
暴れる畜種には危険回避のため必要と思うから。
牛が暴れたら危険。適切に鎮静術を行う事は、人及び家畜の両方にとって大切だと思う。
暴れる動物に対し、獣医師及びその動物の危険を回避するため。

理由
危険回避のためには必要。
当県のある地方で扱っている馬のほとんどが、サラブレッド種である。馴致されているが、神経質で気性の荒い動物である。日常と違うこと（診療時の検査、処置等）を行う時、鼻捻子保定だけでは十分な鎮静鎮痛効果が得られないことがあり、様々な処置時に危険を伴うことがある。
著しく過敏な牛、特に黒毛和種において術者の安全を確保する必要がある。
今現在のところは、処置料及び手術料の種別のみでの使用でも十分と感じるが、実際、気性の荒い牛や興奮気味の個体を治療するには、通常の個体では何ともない点滴や注射を行うのさえ厳しいと感じることもありますので、特に処置料や手術料のみに限定する必要はないと感じます。
興奮、狂暴化の鎮静。
獣医師の安全確保、アニマルウェルフェアの観点からも必要に応じて適用されたい。
鎮静させる行為は、獣医師の安全を確保するだけでなく、動物愛護の観点からも重要なため、適用拡大に賛成である。
獣医師、畜主の安全確保と動物愛護などの点より賛成します。
鎮静術の適応は、痛みを軽減することにより衛生的に、短時間で適切な治療ができるために適応とされていると考えます。痛みを多少伴っても処置ができると判断されるものには適応されていない。コストが抑えられるので、この考えは我々人間側にとってとても都合が良い。しかし、動物側から見たときその考えは少し変わってきます。痛みを避ける方法がありながら、適切な治療ができるからといって、多少の痛みを与えることは仕方ないだろうか。欧州が主導となって動物福祉が広がっているが、米国においても動物福祉を考える動きが出てきている。産業動物の獣医医療の基本となる共済が動物福祉を無視しているようではいけないと思います。痛みを伴う処置については、適応すべきであると考えます。
アニマルウェルフェアの観点から、必要以上の苦痛を与えない事は、獣医療において必要であると考えられるため。
検査は通常野外で行われることが多い。大学や研究機関のような柵場等の保定場所がないことがほとんどのため、検査の安全・確実を期するためには鎮静は必須の手段と思われる。
飼育農家の高齢化、女性獣医師の増加による患畜保定の困難さ。
気性の荒い牛や馬の検査を行う際、保定が困難な場合があるため。
牛舎構造によっては、柵場保定なしで検査等することも多く、患畜と実施者の両方の安全のため、鎮静術が必要となることがある。
検査時に保定が困難な場合がある。
分娩時に母牛が異常に興奮して授乳させず、突いてくるケースがある（産褥狂躁）。授乳させるうえでも施術者または畜主は、大変危険を伴うので鎮静術の適応が必要である。このように、施術者が危険を伴いまたは施術困難を伴う時は、その趣旨を明記すれば適応とすべきと考える。
分娩後の陣痛が強く、子宮脱予防またはコクシジウム症怒責を止めるため鎮静術は必要である。
診察時に危険な場合があります、異常に興奮した母牛に攻撃を受け通院したことあり。和牛の虚弱子牛への哺乳用に畜主が搾乳中に蹴られ怪我。
分娩後、親牛の狂騒で子牛に哺乳させたい時の鎮静。
神経質、臆病な精神的に不安定な牛に使用できたら良いと考える。除角や去勢にもできたら良いと思う。
処置・手術以外にも鎮静を行うことがあるため。
現状で当該種別点数の算定基礎に鎮静分の費用が含まれておらず、鎮静の必要がある種別が存在するのであれば、認めていただきたい。

理由
牛の子宮脱整復処置後など、一定時間の安静を要する場合には鎮静術を施したほうがよい場合もあると考える。
賛成です。たとえば、神経型ケートジスで前があき、狂騒等興奮が著しい場合などの治療前に使用したい。
大型肥育牛の挙肢は、獣医師の年齢や体格によっては困難な場合があると思われるため。患畜と飼養者や獣医師が安全に作業をするために、適用範囲の拡大には賛成である。
現在は鎮静剤が安価に供給されている。畜主や獣医師の高齢化と女性獣医師の増加で鎮静術は欠かせない。牛の販売額も高騰している中、安全に速やかに外科処置を行い医療過誤を防止する必要もある。
共済適用可否かを過度に重視するあまり、症例の適切な鎮静術の適用を躊躇させないため。
鎮静がその他の種別に絶対必要かといわれると考えますが、一般的には拡大に賛成です。（一般に動物は、検査や処置に対して、動く、暴れるという観点から考えれば賛成です。）
私は現段階で鎮静術が必要な他の種別に遭遇していませんが、今後そういった状況に至ることもあるかもしれません。必要と考える先生方がいらっしゃるなら拡大して下さった方が宜しいと考えます。
拡大すべき種別が思いつかないが、必要と思う方がいるのであれば検討すべき。
当然だと思う。
絶対に必要である。
賛成します。
要望が多いようなら賛成致します。

②反対（現行どおりが適当）の理由

理由
現在の適用範囲が妥当だと思います。適用範囲を広げると、歯止めがきかなくなると思います。
種別を拡大すると診療する側は請求し易くなると思いますが、逆に歯止めがきかなくなると考える。
搾乳牛の分娩後に蹴りが激しく、搾乳困難時に使用することが一番多いです。これは事故外です。
特に必要が無いと考える。簡素化との逆行のように思われる。スマートな方向性で検討されることを望む。
第6処置料及び第8手術料の種別以外に鎮静術を使用する項目が見当たらないないため。
第6処置料及び第8手術料の各種のみで十分であると思われるため。
第6処置料及び第8手術料の各種別以外の種別を思いつかない。
第6処置科及び第8手術科以外では鎮静術を使用しなくてもほとんど実施できるから。
他の種別は鎮静術を必要としない。
使用頻度が少ない。現状の適用範囲で充分である。
当診療所としては、鎮静術の現行の適用で良いと考える。診療現場において不備を感じないため。
現状の適用で十分である。
今のままで良い。
他に思いつかないから。
該当する症例がないため。
拡大する必要性を感じていない。
必要を認めない。
診療対象が牛であるため必要性を感じない。
現時点では必要性を感じていませんが、賛否については断言できません。

③その他の理由

理由
鎮静術の適用を獣医師の判断にゆだねた場合には、獣医師の判断を優先する必要がある。獣医師の判断が絶対であることを、了解すべき。
休薬期間等を考えるとあまりうかつに薬剤が使えず、処置・手術以外の適応を思いつかない。
ギブス除去を種別に追加してほしい。追加されれば鎮静術の適用が可能となる。
動物の狂騒時の適用がほしい。ほかに手段がない。
該当処置・手術に関係なく興奮する牛がおり、その状況により、牛の状況に対応し使用適用と認めてもらえしたいと思います。
腸捻転や周産期など、疼痛緩和を目的として鎮静術を用いる場合がある。
母牛が分娩後に子牛に攻撃的になる、哺乳させない、などの症状に対して、鎮静処置が有効である場合がある。鎮静術の適用を求める。
分娩後母牛が狂騒し子牛が授乳困難のため、鎮静剤を投与し初乳を絞り子牛に経鼻投与した場合に鎮痛術分を増点して欲しい。
分娩直後の興奮、凶暴化した母牛は子牛に初乳を飲ませない場合があり、母牛を鎮静して初乳を飲ませなければならない場合がある。
現在の適用範囲ではほぼ充分だが、病傷・死廃につながりかねない事例として、畜舎の施設のある場所にはさまり狂騒状態の時に救出・救助のために、鎮静を施したことはある。
我々は、酪農専門であるため、基本的に乳牛を主に診療します。乳牛も必要性が無い訳ではありませんが、和牛診療には既定の適用以外も必要性を感じます。我々が既定以外で無請求の例は、気が荒い乳牛の人工授精時の使用や、去勢時くらいと思います。
鎮静は去勢時期が遅くなったものしかしていません。他で使用することは全くありません。
鎮静術は、去勢時に時々使用するだけであり、意見はない。
賛成ではあるが、現在の第6処置料または第8手術料以外に必要とは思えない。
反対ではないが、処置および手術以外で鎮静術を使うことがないのでどちらとも言えない。
処置料と手術料以外で鎮静術を使う手技は思い当たらない。何か必要があるものがあれば反対ではない。
現状、特に必要ではないが、拡大には反対ではありません。
現状で問題ないが、種別の拡大を必要とする方がおられるのであれば反対する理由もない。種別の拡大を望む方の意見を聞きたい。
今のところ、当診療所にて必要性を感じないので賛成または反対する理由がない。
その他で必要に迫られた経験がないので、分からない。
鎮静術が必要になった他の種別なし。

理由
手術時に実施していますが、それ以外の実施方法について、十分に状況が把握できません。
処置で鎮静術を今までに（38年間）適用したことがないので、一般的現状にお任せします。
処置や手術を施すための鎮静術と思うが、その他にどのような局面で鎮静術が必要なのか私には分からない。
拡大する必要がない。
現状では、とくに拡大する必要性を感じない。
今のところ不自由を感じてませんので、特にありません。必要性は発生しておりません。
当診療所では第6、8種別以外の適応事例はなく、現在のところ種別の拡大についての必要性は発生しておりません。
現行の適用でよいと考えます。
現行の適用で問題ないと思われる。
現時点ではこの範囲で十分と考える。
現行で良い。
第6処置料及び第8手術料以外に鎮静術の適用となる例に遭遇していない。そのため、現時点では「賛成」又は「反対」のいずれも判断がつかない。
どちらとも言えず。